

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第43回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成25年11月11日（月）午後1時30分から午後2時48分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）小池裕

（委員）飯野紀夫，井部俊子，上原敏夫

（庶務）継田東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

前回の議事要旨の確定について

（2）協議

ア 平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

イ 弁護士会への結果通知について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの
で，これを確定し，ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

ア 平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

① 弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付された情報は、情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

② 評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会所属弁護士から送付された情報の中に、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

③ 弁護士登録のない情報提供者からの情報について

庶務から、書面作成日付時点で弁護士登録がされていたが、情報提供時点で弁護士登録がない情報提供者からの情報があることが説明された。

協議の結果、提供された情報が、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、的確性に疑義が生じない情報を広く収集するという趣旨に反するものでなく、また、個人の情報だからという理由で排除することは相当ではないため、情報提供時点では弁護士登録が

ないことを付記した上で、指名諮問委員会に報告することとされた。

④ 無記名の情報について

庶務から、第二東京弁護士会から送付された情報の中に、情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。

協議の結果、これらの無記名による情報は、その正確性の検証が困難となることから、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

段階評価による情報及び無記名の情報が提出されたことから、これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し、段階評価による情報や無記名の情報を指名諮問委員会に報告しない旨通知することとし、また、書式については従前のものより、その趣旨を明確に記載することとして、その内容については分科会長に一任することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

今回は、平成26年10月期の弁護士任官候補者及び平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、平成26年3月7日（金）午後1時30分から、第2中会議室で開催することとされた。

以 上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第43回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成25年11月8日（金）午後1時25分から午後2時17分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）安藤裕子，大野宗，清水規廣，樋口美雄

（庶務）継田東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

前回の議事要旨の確定について

（2）協議

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの
で，これを確定させ，ホームページに掲載済みであることが報告された。

（2）協議

ア 平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

① 弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付された情報は、情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明があった。

協議の結果、頭名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

② 評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会所属弁護士から送付された情報の中に、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

イ 弁護士会への結果通知について

段階評価による情報が提出されたことから、この情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し、段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨通知することとし、また、書式については従前のものより、その趣旨を明確に記載することとして、その内容については分科会長に一任することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

今回は、平成26年10月期の弁護士任官候補者及び平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、平成26年3月7日（金）午前10時00分から、第2中会議室で開催することとされた。

以 上